

令和5年度障害者スポーツ用具貸与事業実施要項

1 目的

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）は、申請団体に対し協会が所有する障害者スポーツ用具を貸与することにより、地域における障害者スポーツの普及振興に資することを目的とする。

2 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

3 対象事業・団体

- (1) 申請団体より障害者スポーツ用具貸与の申請のあった事業とする。
- (2) 事業は、営利を目的とせず、かつ、地域における障害者スポーツの普及振興を図る事業とする。
- (3) 事業の申請団体は、以下のとおりとする。
 - ア 区市町村
 - イ 地域スポーツクラブ
 - ウ 福祉・医療関係機関等
 - エ 学校
 - オ その他、障害者スポーツ事業を企画する団体

4 貸与期間

一つの団体に貸出す期間等は、原則1か月を限度とする。

5 申請方法

申請団体は、別紙申請書（様式5）に必要事項を記入し、提出すること。また、その際に事業の周知資料、事業の計画書・開催要項等を添付すること。

6 用具の受渡し

当協会用具保管場所にて、直接受け渡しを行う。ただし、配送先が島しょ地域等のやむを得ない場合に限り、宅配便等での配送を可能とする。

用具の運搬に係る経費は、申請団体の負担とする。

7 貸与用具

貸与用具については、別表1「障害者スポーツ用具貸与事業用具一覧」のとおりとする。

8 用具の保守・管理

- (1) 貸与期間中の用具の管理については、申請者が行うものとする。貸与期間中に生じた損傷・破損などの状況によっては、修繕費を請求する場合がある。
- (2) 協会は、四半期に一度、用具の在庫状況の確認を行う。

9 安全確保

申請団体は、参加者等の安全確保に十分配慮するものとし、貸与した用具により万一事故等が発生したときは、申請団体の責任において対応するものとする。

10 申請先

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 12 階
公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 スポーツ振興部 地域スポーツ振興課
TEL 03-6265-6001 FAX 03-6265-6077 メール：chiiki-spo@tsad.or.jp

11 その他

事業実施に係る相談は、原則として実施日の 2 か月前とする。

附則 この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。